



広報 福岡堰

第 22 号

平成 22 年 8 月 2 日 発行

発行  福岡堰土地改良区



全組合員の協同による藻刈作業

◆ 目 次 ◆

- ご挨拶 P 2. P 3
- 臨時総代会、通常総代会 P 4
- 平成20年度決算 P 5
- 平成22年度予算 P 6
- 平成21年度事業報告 P 7～P 10
- お知らせ P 11. P 12

ご挨拶

福岡堰土地改良区 理事長 風見 登



盛夏の候、当土地改良区組合員の皆様には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、福岡堰土地改良区の業務運営並びに農業農村整備事業推進につきまして、組合員各位、県、関係

諸団体のご理解、ご支援を賜り心より厚く御礼申し上げます。

さて、本年のかんがい期も周期的な降雨に恵まれ十分なる用水確保が出来、一日も断水することなく送水できました事は天の恵みと心から感謝して居ります。

まず、施設の状況から申し上げますと本区の大動脈であります川通、台通の二大幹線用水路を始め各用排水施設共、昭和38年度からの県営福岡堰地区かんがい排水事業及び県営圃場整備事業により、造成されたものであります。

これらの施設が整備後35～45年を経過し、老朽化により、更新時期を迎えております。本区とし

ては国及び県の補助事業を積極的に導入し、施設の改修新設の事業を実施しておりますが、全ての施設に該当する訳ではありませんので補修については、土地改良区の内郷工事と称する維持管理事業にて対処しております。平成21年度はその費用に1億円を要し、特別会計の積立金から繰り出している状況にありますので、土地改良施設（水路構造物）は組合員の財産ですから大切に利用することをお願い致します。

昨年8月、政権交代により政府・民主党により「コンクリートから人へ」の理念のもと公共事業を大幅削減し、とりわけ農林水産省の平成22年度土地改良事業予算は、前年比63%減となりました。県によると本年度は何とか予算確保できましたが次年度は、未知数との事であり、このため平成23年度事業予算獲得を目指し、県南地区各土地改良区と共に民主党に対し陳情に奔走している処であることを報告致します。

おわりに皆々様のご健康をお祈り申し上げ広報発行にあたり挨拶と致します。

重要性を増す土地改良区の役割について

茨城県県南農林事務所 土地改良部門長 小沼 智也



本年4月より県南農林事務所土地改良部門にまいりました小沼です。どうぞ、よろしく願い致します。

また、土地改良区の皆様方には、農業農村整備事業をはじめ農業改革の推進に、日頃より特段のご支援

とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

県南農林事務所土地改良部門も2年目を迎え、要望にさらに幅広く応えられるよう職員一丸となって対応に努めてまいります。

今年は、年明けから天候不順が続きましたが、桜は長く楽しませてもらいました。さらに、桜吹雪に、本当の雪が降る珍しい光景も見ることが出

来しました。

また、伝統ある灌漑用排水の安泰を祈る伊奈神社例祭に参列させていただき光栄に思っております。

福岡堰は桜の名所と聞いていましたが、この時期に見た事がありませんでした。思いがけず、堤に桜が残っており花筏の水路と花びらの舞う並木を穏やかな気持ちで散策できました。地域の伝統と重要な土地改良施設を、誇りを持ってしっかり守っている皆様と親しくできる機会を得たことを嬉しく思います。

一週の間冬と夏が同居する変な天気や次々と変わる短命内閣、多発する巨大地震や竜巻、止まらぬメキシコ湾の海底油田の流出事故等の天候異変や災害、経済でもギリシャやハンガリーなどの

財政事情に端を発する長引く不況と内も外も暗い中、7年ぶりに小惑星探査機「はやぶさ」が小惑星イトカワから無事帰還したことやサッカーのワールドカップ南アフリカ大会で予想外の嬉しい一勝など明るい話題もありました。

このように多方面で変化の激しい状況のもと、農政においても、土地改良事業の予算の大幅削減や戸別所得補償制度の導入など大きな変革の中にいます。

これに伴い土地改良事業も、補助金中心からより県の裁量の大きい交付金へと事業の比重が変わってきています。

しかし、農村地域の課題である都市化や混住化の進展、農業者の高齢化、それらに呼応する様な耕作放棄地の増加、更新時期を迎える多くの老朽化した農業施設など早急に対応すべき事は依然として山積しております。既存の優良農地を守り、農産物の生産を継続させる、ごく当たり前と思われていた事がいかに大変で、重要な事かとあらためて思いを強くしています。

これまで、長年に渡り土地改良事業により整備してきたほ場や用排水施設などをより大切に扱い、

地域の防災や環境面などの農業以外の役割も正当に評価し、地域にとってかけがえのない施設であることを、外に向かってもことある毎に声を上げて行くことが益々重要になっています。

土地改良区はその中心的役割を担ってきており、これからも他に代わるものはない大切に重要な組織です。

先に示されている食料自給率の向上や安全・安心な農産物の安定的な生産、環境との調和などの実質的な推進役となっているのも、同様に改良区にほかなりません。

現在、福岡堰土地改良区は「経営体育成基盤整備事業」や「湛水防除事業」、「地盤沈下対策事業」などの県営事業や「農地・水・環境保全向上対策」に率先して取り組まれ、農業基盤の整備や防災事業、地域住民との協働による地域の環境整備等に貢献されておりますことに敬意を表します。

今後とも土地改良区の皆様と共に、農業農村整備事業や維持管理事業の推進に努めてまいります。

末尾になりますが、貴土地改良区並びに皆様の益々の発展をご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

食糧自給力を支える土地改良区

茨城県土地改良事業団体連合会 県南事業所長 高嶋 正之



4月1日の定期異動によりまして土地改良事業団体連合会、県南事業所にまいりました高嶋です。よろしくお願ひ致します。

福岡堰土地改良区の皆様方には、常日頃より当連合会の業務運営に際しまして、特段のご支援・ご協力を賜りまして、本誌をお借りし厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年の穀物価格の高騰が記憶に新しいわけですが、国連食糧農業機関（FAO）は、現在世界の人口68億人が、40年後には91億人に達し、25%の食糧が不足すると予想してまして、将来の食糧危機が懸念されております。一方、国内の農業情勢は、米価格の下落、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増大など大変厳しい状況におかれ、現在の豊かな食生活は、自給率から見れば60%を輸入に依存しているのが現状です。このような中、日本の食糧を支えてきたのが、

土地改良事業であり、土地改良区であります。将来の食糧事情を考えたとき、農地の保全、国内の自給率向上は大変重要かと思われまます。このため、農業の持続的発展を図るため、土地改良区の果たす役割は更に重要になってくると思われまます。

しかしながら、土地改良区の管理する農業水利施設は、老朽化などに伴う施設の補修や更新など、土地改良区に係る負担が増大しているのが現状ではないかと思われまます。

連合会としましては、平成20年度から「水土里情報利活用事業」に取り組み、農地情報や水利施設情報などを整備しております。是非、農地の保全対策、施設の維持管理に利用して事務の効率化を図って頂きたい。また、土地改良施設維持管理適正化事業などを利用され、施設の長寿命化を図って頂けたらと考えております。今後も、会員皆様のお役にたてるよう、職員一同頑張る所存ですのでもよろしくお願ひ致します。

最後になりましたが、水土里ネット福岡堰の益々のご発展と、組合員皆様のご健康とご活躍を祈念申し上げます。ご挨拶といたします。

臨時総代会開催

平成21年11月8日(日)、当土地改良区事務所会議室において、臨時総代会が開催され、つくばみらい市谷原地区の塚本正道総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り承認及び可決決定されました。



- 第 1 号議案 福岡堰土地改良区役員補欠選挙執行について
- 第 2 号議案 福岡堰土地改良区定款の一部改正について
- 第 3 号議案 福岡堰土地改良区規約の一部を改正する規約
- 第 4 号議案 福岡堰土地改良区監査細則の全部を改正する細則
- 第 5 号議案 福岡堰土地改良区会計細則の一部を改正する細則
- 第 6 号議案 福岡堰土地改良区工事執行規定の一部を改正する規定
- 第 7 号議案 平成 2 0 年度福岡堰土地改良区事業報告の承認について
- 第 8 号議案 平成 2 0 年度福岡堰土地改良区財産目録の承認について
- 第 9 号議案 平成 2 0 年度福岡堰土地改良区会計収入支出決算の承認について
 - (ア) 一般会計
 - (イ) 常勤役員退職給与積立金特別会計
 - (ウ) 地区除外決済金特別会計
 - (エ) 地区除外決済金積立金特別会計
 - (オ) 備品費及び財産費引当積立金特別会計
 - (カ) 県単土地改良かんがい排水事業特別会計
 - (キ) 農業水利システム保全対策事業特別会計
 - (ク) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業特別会計
- 第 10 号議案 平成 2 1 年度土地改良施設維持管理適正化事業の施行議決の変更について
- 第 11 号議案 平成 2 1 年度県単土地改良かんがい排水事業施行議決中、一部変更について
- 第 12 号議案 福岡堰土地改良区地区除外決済金積立金の運用処分の一部変更について
- 第 13 号議案 平成 2 1 年度福岡堰土地改良区会計収入支出補正予算(案)の議決について
 - (ア) 一般会計
 - (イ) 地区除外決済金積立金特別会計
 - (カ) 県単土地改良かんがい排水事業特別会計

役員補欠選挙執行について

平成21年11月8日(日)に開催された臨時総代会にて、福岡堰土地改良区役員補欠選挙(理事・第一被選挙区つくばみらい市谷原地区)が執行され、谷口真一氏が理事に当選されました。

通常総代会開催

平成22年3月14日(日)、当土地改良区事務所会議室において、通常総代会が開催され、つくばみらい市三島地区の小島 功総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り承認及び可決決定されました。



- 第 14 号議案 平成 2 1 年度県単土地改良かんがい排水事業施行議決中、一部変更について
- 第 15 号議案 平成 2 1 年度農地有効利用支援整備事業の施行について
- 第 16 号議案 平成 2 1 年度福岡堰土地改良区会計収入支出補正予算(案)の議決について
 - (ア) 一般会計
 - (ウ) 地区除外決済金特別会計
 - (エ) 地区除外決済金積立金特別会計
 - (カ) 県単土地改良かんがい排水事業特別会計
 - (キ) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業特別会計
 - (ク) 農地有効利用支援整備事業特別会計
- 第 17 号議案 平成 2 2 年度組合費賦課率及び徴収方法の議決について
- 第 18 号議案 平成 2 2 年度団体営農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の施行について
- 第 19 号議案 平成 2 2 年度土地改良施設維持管理適正化事業の施行について
- 第 20 号議案 平成 2 2 年度県単土地改良かんがい排水事業の施行について
- 第 21 号議案 福岡堰土地改良区地区除外決済金積立金の運用処分について
- 第 22 号議案 平成 2 2 年度福岡堰土地改良区会計収入支出予算(案)の議決について
 - (ア) 一般会計
 - (イ) 常勤役員退職給与積立金特別会計
 - (ウ) 地区除外決済金特別会計
 - (エ) 地区除外決済金積立金特別会計
 - (オ) 備品費及び財産費引当積立金特別会計
 - (カ) 県単土地改良かんがい排水事業特別会計
 - (キ) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業特別会計
- 第 23 号議案 平成 2 2 年度予算内一時借入金限度額の議決について

平成20年度決算について

平成21年11月8日(日)開催の臨時総代会において承認を得ました、平成20年度財産目録及び会計収入支出決算は次の通りです。

財 産 目 録

(単位:円)

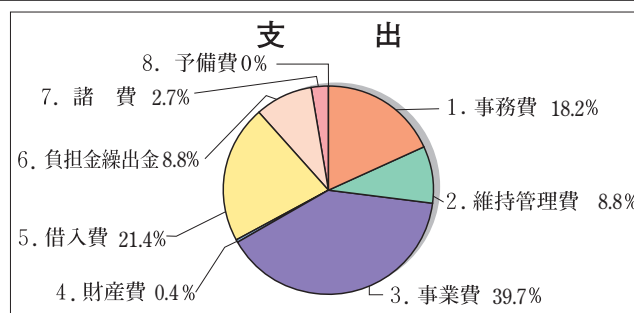
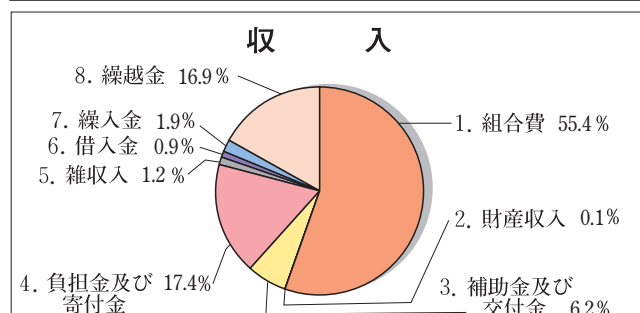
資 産		負 債	
流動資産	70,442,049	長期負債	179,994,667
特定資産	706,512,457	短期負債	725,054,052
固定資産	188,836,951		
計	965,791,457	計	905,048,719

会計収入支出決算

一般会計

(単位:円)

収 入		支 出	
款	金額	款	金額
1. 組合費	313,643,291	1. 事務費	92,073,897
2. 財産収入	85,000	2. 維持管理費	44,744,747
3. 補助金及び交付金	35,267,000	3. 事業費	200,972,748
4. 負担金及び寄付金	98,738,911	4. 財産費	2,078,336
5. 雑収入	6,680,316	5. 借入費	108,324,526
6. 借入金	5,280,000	6. 負担金繰出金	45,056,733
7. 繰入金	10,724,683	7. 諸費	13,420,859
8. 繰越金	95,616,654	8. 予備費	0
計	566,035,855	計	506,671,846



差引残額 59,364,009円は、平成21年度へ繰越

特別会計

(単位:円)

会計別	収入決算額	支出決算額	差引残額	摘要
(イ) 常勤役職員退職給与積立金	55,975,051	0	55,975,051	平成21年度へ繰越
(ウ) 地区除外金	13,069,150	13,069,150	0	
(エ) 地区除外金積立金	440,664,980	10,000,000	430,664,980	平成21年度へ繰越
(オ) 備品費及び財産費引当積立金	238,434,021	20,000	238,414,021	平成21年度へ繰越
(カ) 県単土地改良かんがい排水事業	38,902,124	38,902,124	0	
(キ) 農業水利システム保全対策事業	1,800,338	1,800,338	0	
(ク) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	4,546,015	4,546,015	0	
計	793,391,679	68,337,627	725,054,052	

平成22年度予算について

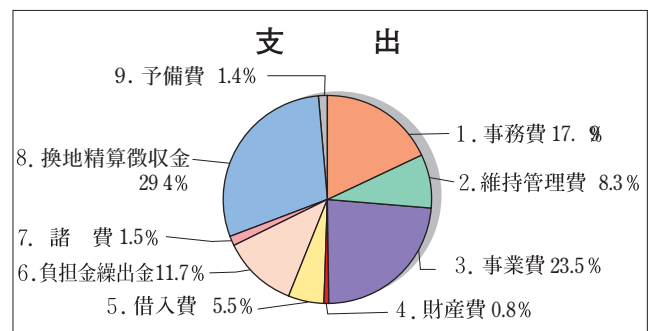
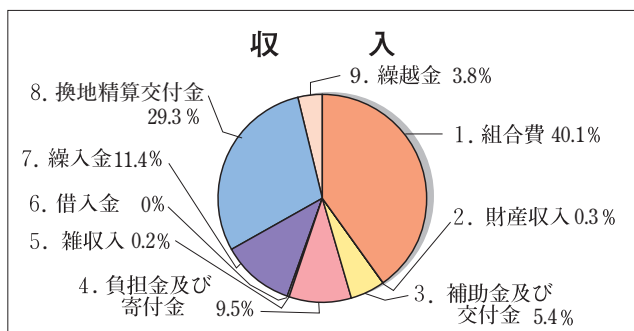
一般会計収支共
529,291,000円也

特別会計収支共
833,591,000円也

一般会計

(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1. 組 合 費	212,312,000	1. 事 務 費	95,137,000
2. 財 産 収 入	121,000	2. 維 持 管 理 費	44,175,000
3. 補助金及び交付金	28,429,000	3. 事 業 費	124,145,000
4. 負担金及び寄付金	51,039,000	4. 財 産 費	4,000,000
5. 雑 収 入	1,660,000	5. 借 入 費	29,288,000
6. 借 入 金	0	6. 負 担 金 繰 出 金	61,653,000
7. 繰 入 金	60,102,000	7. 諸 費	7,958,000
8. 換地精算交付金	155,628,000	8. 換地精算徴収金	155,628,000
9. 繰 越 金	20,000,000	9. 予 備 費	7,307,000
計	529,291,000	計	529,291,000



特別会計

(単位：円)

会 計 別	収入予算額	支出予算額
(イ) 常勤役員退職給与積立金	69,300,000	69,300,000
(ウ) 地区除外決済金	8,511,000	8,511,000
(エ) 地区除外決済金積立金	407,611,000	407,611,000
(オ) 備品費及び財産費引当積立金	239,201,000	239,201,000
(カ) 県単土地改良かんがい排水事業	62,001,000	62,001,000
(キ) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	46,967,000	46,967,000
計	833,591,000	833,591,000

株式会社常陽銀行借入金調書

平成22年5月31日 現在

資金使途	当初借入額	借入元金残高	償還期限
県営久賀地区かんぱい	140,800,000円	84,480,000円	平成25年2月

平成21年度事業報告について

◆ 県営地盤沈下対策事業 福岡堰三期地区 ◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
鐘打落排水路 第4工区	排水路工	L = 168.4	B = 2.0	H = 0.9 ~ 1.5
鐘打落排水路 第5工区	排水路工	L = 356.5	B = 2.0	H = 0.9
鐘打落排水路 第6工区	排水路工	L = 110.6	B = 2.0	H = 0.9



県営地盤沈下対策事業福岡堰三期地区 鐘打落排水路 施工前(左)・施工後(右)

◆ 県営地盤沈下対策事業 小貝東部二期地区 ◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
谷井田用水路 第3工区	三面水路	L = 141.8	B = 1.9	H = 0.95
谷井田用水路 第4工区	三面水路	L = 330.5	B = 1.9	H = 0.95



県営地盤沈下対策事業小貝東部二期地区 谷井田用水路 施工前(左)・施工後(右)

◆ 県営経営体育成基盤整備事業 伊奈二期地区 ◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)	
排水路護岸工事その1	排水路工 排水フリューム	637.1 1.0~1.5×0.9
排水路護岸工事その2	排水路工 排水フリューム	1,053 0.6~0.8×0.6~0.9
排水路護岸工事その3	排水路工 排水フリューム	320 0.8×0.9
排水路護岸工事その4	排水路工 排水フリューム	108.5 1.0×1.2

◆ 県営湛水防除事業 久賀地区 ◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)	
水位調整工下部工事	護岸工	L=30.4
第 10 工 区 護 岸 工 事	鋼矢板護岸工	L=161.15
第 11 工 区 護 岸 工 事	鋼矢板護岸工	L=31.85

◆ 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 福岡堰元坎地区 ◆

工 事 名	工 事 内 容	
元坎樋管ゲート 設 備 工 事	鋼製スライドゲート設備	1.44m×1.5m 4門 0.6m×0.6m 1門

◆ 基盤整備促進事業 伊丹地区 ◆

工 事 名	工 事 内 容
揚水ポンプ施設工事	水中モーターポンプ $\phi 500\text{mm} \times 45\text{kW}$ n=1台
揚水ポンプ施設土木工事	取付護岸 及び 吸水槽工 一式



基盤整備促進事業 伊丹地区

◆ 県単かんがい排水事業 ◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
市野深西部地区 第1工区	排水フリーム	L=298.95	B=0.8	H=0.9
市野深西部地区 第2工区	排水フリーム	L=373.4	B=0.8	H=0.9
小張地区 第1工区	排水フリーム	L=340.5	B=0.6	H=0.6
小張地区 第2工区	排水フリーム	L=260.85	B=0.6	H=0.6
関場地区	排水フリーム	L=128.13	B=0.8	H=0.9



県単かんがい排水事業 市野深西部地区 施工前(左)・施工後(右)

◆ 農地有効利用支援整備事業 ◆

工 事 名	工 事 内 容 (ヶ所)
谷和原地区 第1工区	道路横断排水暗渠改修工 n = 4
谷和原地区 第2工区	道路横断排水暗渠改修工 n = 4
伊奈地区 第1工区	道路横断排水暗渠改修工 n = 3
伊奈地区 第2工区	道路横断排水暗渠改修工 n = 3

◆ T X 軸道関連排水路補償事業 ◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
第2工区(その1) 排水路護岸工事	排水フリューム	L=268.8	B=0.6	H=0.9
第2工区(その2) 排水路護岸工事	排水フリューム	L=225.1	B=0.6	H=0.9
第7工区 排水路補修工事	排水路護床工	L=688.1	B=1.2~0.6	H=0.9~0.6
第8工区 排水路補修工事	排水路護床工	L=373	B=0.6	H=0.6
第9工区 排水路護岸工事	溝型柵渠	L=129.3	B=0.6	H=0.6
第10工区 排水路護岸工事	溝型柵渠	L=261.5	B=1.2	H=0.9

◆ その他の工事 ◆

種 別	工 事 内 容
内郷工事	幹線・支線・中用水路補修工、幹線・中排水路補修工
特別工事	道路横断排水暗渠改修工事、安全施設復旧工事
施設破損 復旧工事	用水路・安全施設復旧工
農地転用工事	用排水路護岸工、出入口暗渠工

お知らせ

管内用排水路の藻刈り及び堤塘草刈りについて

当土地改良区管内には多数の用排水路があり、円滑な用水かんがいと水田排水を計るべく、毎年2回の藻刈り及び堤塘の草刈りを組合員皆様のご協力により実施しているところでありますが、用排水の通水を妨げないよう、刈り取りに当たっては、水路内への草の落下に充分注意して頂き、落ちた場合には取り除いて頂くようご協力をお願い致します。

又、刈り払い機による草刈り作業が多くなっておりますので、事故等にはお互いに充分注意して執行されますようお願い致します。万一、事故が発生したり、ケガをされた場合には、当土地改良区にて傷害保険に加入しておりますのでご連絡ください。



ごみの投棄から水路を守ろう

毎年お願いをしているところですが、用排水路へのごみの不法投棄が一向に減らず、下流の用排水の通水に支障をきたしています。

回収されるごみは、缶・びん・ペットボトル・家庭ごみ・汚物・自動車のドア部品など多岐に亘ります。中には農業用ビニール・野菜・果物等の農作物も含まれており、周りへの迷惑を承知で投棄する心ない組合員もいるのだらうかと思いが巡り、非常に悲しく残念に思いました。これらの処理には毎年多大な経費を要しており、組合員の皆様から納めて頂いている賦課金を充用している状況です。絶対にごみを捨てない、捨てさせないように皆様のご協力をお願い致します。

又、各集落のごみ集積場は、用排水路から離れた敷地へ設置して下さるようお願い致します。ごみが散乱し、用排水路へ流れることがありますので、ご協力のほど、重ねてお願いを致します。



“ゴミは必ず集積場へ” “誰もがみんな監視員”

水難事故ゼロへ ご協力を

用水かんがいの時期は水路に常時通水しており、水深も深く、流れも速い状態です。危険ですので水難事故にご注意下さい。特に子供達の水遊びによる事故が懸念されます。用排水路付近では絶対に遊ばせないよう注意し、遊んでいるところを見かけましたら、声を掛けて注意を促しましょう。ご家族からの注意は効果的です。また、他人の子供でも危険に感じたら一声掛けましょう。皆様のご協力をお願い致します。

こんな時には届出が必要です！

組合員変更及び耕作移動

毎年5月に組合費通知書を発行しておりますが、面積・組合員名に相違あるという連絡が多くあります。

耕作地の移動又は組合員名に変更がある場合は、土地改良法により、本人が土地改良区へ届け出ることになっておりますので、必ず届け出るようお願い致します。

口座振替の申し込み

組合費の納付につきましては、市役所窓口での納付ができません。又、金融機関での振込納付の手数料は、組合員さんご本人に負担して頂くこととなりますので、是非、口座振替納付をご利用下さい。

手続きは簡単で、口座振替手数料の負担もありませんので、より多くの皆様からのお申し込みをお待ちしております。

農地を転用するとき

農地を農地以外のものに転用するときには、あらかじめ土地改良区に地区除外の申請をして下さい。土地改良区では、その土地を転用することにより、付近の他の農地に被害がないかどうかを検討した後に土地改良区の意見書等を交付します。その際に地区除外決済金等を納めて頂きますが、これは土地改良法で義務づけられており、その土地を地区除外することにより、残された農地が将来加重な負担にならないようにするためのものです。公共事業用地として買収又は寄付した土地も同様に決済金等を納めて頂くことになりますので、事業主体（買収者）が手続きをするように十分に話し合いをして下さい。手続きをしないと賦課されますので、注意して下さいようお願い致します。

浄化処理水等を放流するとき

福岡堰土地改良区の区域内には、大小の用排水路があります。このうち排水路に浄化槽を通して雑排水等を放流しようとする場合には、土地改良区の承認が必要です。本来、排水路は農業排水が目的であり、各家庭、事業所等から出る排水は、公共下水等で処理されることになっておりますが、その設備が無く、やむを得ず排水路への放流が必要な場合は、農作物に対する影響等を検討し、水質基準等を定め、認めております。土地改良区の排水路へ浄化槽を通して雑排水等を放流するときは、必ず事前に承認を受けてから放流して下さい。

交通事故等による施設の破損について

福岡堰土地改良区管内の用排水施設、交通安全施設（ネットフェンス等）が、毎年、交通事故等による施設破損件数増加の傾向にあります。

又、当事者が分からず、組合員の皆様から納入して頂いている賦課金を、充用することになってしまう復旧工事件数も、同様に増加の傾向にあります。

交通事故等により施設を破損された方、破損事故を目撃された方は、必ず当土地改良区へ連絡して下さいようお願い致します。

尚、破損した施設の復旧工事に要する費用は、対物損害賠償責任保険を適用することが出来ますから、加入している保険会社等を連絡して頂ければ、当土地改良区が現地調査の上、保険会社等へ請求し、復旧工事を施工いたしますので、ご協力をお願い致します。



人 事

お世話になりました

中野 史夫 氏退職

昭和43年3月1日付にて就職して以来、約42年間に亘り本土地改良区のために活躍されましたが、平成22年3月31日付を以て定年退職されました。永い間、ご苦労様でした。

お世話になります

飯沼 明宏 24歳 出身地 つくばみらい市伊丹

平成22年4月1日付、工務管理課に勤務しております。宜しくお願い致します。

茨城県つくばみらい市福岡 1546 番地

福岡堰土地改良区

TEL 0297-52-4232

FAX 0297-52-6348

e-mail fukuoka@intio.or.jp

庶務課=庶務全般、換地関係

経理課=会計、組合費賦課徴収関係

工務管理課=工事全般、用水配分関係

編集後記
 広報福岡堰の御一読を願
 い、当改良区の運営、財政、
 維持管理の状況をご理解頂
 き、ご意見ご要望等ござい
 ましたら御一報下さい。
 さて、代掻ぎに続き田植
 えや除草等お疲れ様です。
 水路を巡回していると、田
 植えの頃はどの田圃もにぎ
 やか家族皆で協力してぎ
 りとところを見掛けると温
 い気持ちになり、大切に
 す。気がたい光景だと思
 管内改良区は一部ではな
 管内全体を考えると、ま
 掛の時は、に迷管
 でお今後、ま
 らめ、ご協力をお願い
 します。